

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2010年7月号

コンチキチン、と祇園祭のお囃子のおけいこの音が、室町筋から聞こえてきます。
もうすぐ、祇園祭です。祇園祭が近付くと、なぜか、心躍ります。皆様はいかがですか？



7月号目次

☆ ここに注意！健保の傷病手当金



☆ ここに注意！健保の傷病手当金

●傷病手当金とは？

健康保険から、私傷病で4日以上働けなかった場合に収入保障として給付されるものです。
今回は、資格喪失後継続してこの手当金の給付を受ける際、また退職後に受けていた場合に留意しなければならないことをお話しますね。

●2007年法改正で

2007年4月までは、任意継続をしていた場合でも、労務不能になった場合は支給されてきました。しかし、法律の改正で、2007年の4月1日以降に任意継続被保険者になった場合は、傷病手当金の支給はなくなり、保険加入中に該当する傷病で労務不能となったか、資格喪失後の継続給付としての傷病手当金のみの支給となりました。

つまり、勤務中に病気やけがをした場合だけしか、継続給付はしませんよということです。

●資格喪失後の傷病手当金について

その資格喪失後の傷病手当金は、健康保険法第104条に基づき支給されるものです。

では、104条にはどのように書かれてあるか？

「被保険者の資格を喪失した日(退職日の翌日)の前日(退職日)まで引き続き一年以上被保険者であった者であってその資格を喪失した際に傷病手当金の支給をうけている者は、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる」とあります。

退職日に傷病手当金をうけることが出来る状態(欠勤若しくは年休で処理する)で退職しないと、その後の継続給付は行われれないということです。

(裏面へ続く)

これは昭和 31 年 2 月 29 日保文発第 1590 号の「退職時疾病にかかっている、会社に出勤して労務に服していれば、資格喪失後の傷病手当金の受給はできない。」という通達があるからです。

また、資格喪失後継続して傷病手当金の支給を受けている時に、一端働いて傷病手当金が不支給になった場合は、それ以降の支給はありません。

これも、昭和 26 年 5 月 1 日保文発第 1346 号に「資格喪失後継続して傷病手当金の支給を受けている者については、保険診療を受けていても、一旦稼働して傷病手当金が不支給になった場合は、完全治癒であると否とを問わず、その後労務不能となっても傷病手当金の支給は復活されない」という通達があるからです。

さらに昭和 31 年 12 月 24 日保文発第 11283 号の通達では、「昭和 28 年 11 月 1 日に資格を喪失した被保険者について、同年 6 月 30 日から 10 月 31 日まで結核による傷病手当金が支給されていた。継続給付を満了した者であったので、喪失の日の 11 月 1 日から翌 29 年 12 月 29 日までの傷病手当金を昭和 31 年 10 月 16 日に請求してきた。しかし、昭和 28 年 11 月 1 日から翌 29 年 10 月 15 日までの分は時効により支給出来ない。このような場合は、法第 104 条の「継続して」に該当しないので時効未完成の期間についても継続給付は受けられない。」とあります。

●西尾の解説

とにかく、退職日に傷病手当金を受けることができる状態で退職することがポイントです。通達自体が大変古いものですが、条文にさりげなく書かれてある「資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けている」「継続して」の文字が退職後も引き続き傷病手当金を受けることが出来るか否か重要なポイントです。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町 3 0 8

ヤマチュウビル 2 階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩 2 分

